

鮎又與書口載

五十六

大正五年十月上流起筆

特別  
14  
1919  
305



變通書の跋

大正五年十月五日 起筆

○依河の友人中山小四郎(右)と奥平湯桶  
 の交る録を印刷せし小冊子を贈る。大正の初め  
 湯桶の河内と交けたる日記應好ある依河は  
 此遺稿を信し其打録を以て印刷せるを  
 追承察のサ印を之を以てし奥平の遺族とて  
 芳名を以てし人村田清作の姪村田峯太郎(維  
 新史料編の景祐中京邦子とて)に  
 列する。中山とては余の金子奥平の姪  
 也此の奥平傳を以てするは(應好の依河の交る

岡山奥北のつらう奥平佐渡にさしはさす十八日  
 りとて奥平のいれをさし左にさすさよとさく  
 北よりさす録此年にはおらさしに揚威せんことを  
 ありさすありおらさしにさすさよとさく  
 節にさすさすさすさすさすさすさすさす  
 得るさすさす中山と奥平の遺物を印刷し  
 さすさす一部をおさすさすさすさすさす  
 説くさすさすさすさすさすさすさすさす  
 す北の伝十冊さすさすさすさすさすさす  
 ねむとさす

大正五年十月廿二日

佐渡幕末奇事

漁村 邊 駁

自叙

爲非常之事者、不遇非常時、則之不能  
 爲之、苟遇其時、面能爲其事者、亦必  
 非常之人也、此人也、怒則爲雷霆、喜  
 則爲時雨、無他常人之所不能爲焉者能  
 爲之、所不可忍焉者能忍之、如奥平謙  
 輔之於佐渡是也、戊辰之變、謙輔提三  
 尺之劍入佐渡、賞罰嚴明、一意用軍法、  
 故以一國肅然、畏之如鬼神矣、織田信  
 長之入京師也、矯室町兪惰之習、法令  
 嚴峻、雖竊一錢者處斬、謙輔之所爲亦  
 類此、而其果斷專行、雖有一時可使佐  
 渡一國慄動震慄者、然佐渡之人、到于  
 今畏敬而懼之者何也、豈其施政、亦猶  
 子產之於鄭國者而然乎、抑謙輔之事、  
 雖固有可議者、所謂亂世之英雄、區々  
 細飾、何足深責、由是觀之、其一舉一

動、常人之所以不能爲焉、而不可忍焉者、  
 謙輔能忍之、能爲之、嗚呼謙輔亦偉丈  
 夫哉、其末路以反死、蓋有故也、余在  
 佐渡、當時年十有五、親承其踐指、追  
 思距今二十有七年矣、日月逾邁、如昨  
 日事、而其人已爲枯骨、吾髮亦疎疏、  
 今昔之感、不能自禁、噫謙輔之於佐渡  
 其事奇矣、非吾儕孰能識之、又能述之、  
 余惜其滅、一夕醉後適援筆、乃當時所  
 得于見聞者、隨按隨記、姑命之曰佐渡  
 幕末奇事、今後或逸事可補者、私乘筆  
 錄、足以爲異聞者、則將搜索續々追裝  
 焉、故事之前後本末、不次第者多矣、  
 覽者幸諒焉、明治乙酉臘月、

嫌ありと督責し、或は水戸會津の士人  
 (會津藩士樋口丈助田淵房之進水戸藩  
 士其姓名を失す) 來りて兵器糧食を要  
 求するありて、物情頗る恟々たり、抑  
 々佐渡は固より幕府の領土なりと雖も  
 事勢の此に至りては、所謂弱肉強食に  
 して、葦爾たる孤島、勤王佐幕の二徒  
 に迫蹙せられ、其勢兩虎の孤豚を争ふ  
 が如し、是の時に當て信安一身其衝に  
 當り、倔強辨折竟に其博噬を避け、一  
 國頼て以て炮烟血雨の慘毒を免るゝを  
 得たるは、實に信安の力なり、信安謙  
 輔の來航するを聞くや、目付役酒井謙  
 承等をして之を小木港に迎へしむ、謙  
 輔驕に乗り、兵士整列擁護、夜に追ひ  
 相川里門に入る、謙輔名は居正、長州  
 の人、時に年二十七、明治元年戊辰十  
 一月なり、  
 一初め謙輔に小木港に入るや、岸上兵備  
 ありと慮り、一船皆銃に丸して進む、  
 岸に上るに及びて諸吏奉迎敬禮甚だ備  
 はる、謙輔尙ほ安せず、直に赤塚左右  
 平塚原與右門の二家を砲撃し、遂に進

みて金丸村に入り、若林善内の宅を襲ふ、三人皆土豪を以て聞ゆ、謙輔其農兵を募集し官兵に抗するありと聞き、故に此舉に及びたりと云ふ、

一謙輔相川に入り、川嶋某の家に宿す、時に座上六曲屏風一雙、大宰純の書なり、謙輔之を見、驚て曰く、咄々此の偏士にして此の奇品ありやと、感賞措かず、

一相川元奉行所門側一函を設け、民門の陰事、衆庶の告訐を受く、之を目安函と稱す、而して匿名書は之を燒棄す、謙輔更に一函を廟門に懸け、且傍して曰く、民情通じ兼る義は此函に書面差入るゝ事と前後事相類する雖も、其情實を得るに至りては大に逕庭あり、一謙輔幕吏老長を召し諭して曰く、徳川氏は三百年の久しき、終に今日の廢亡を致し、四海王政の維新を仰ぐに至れり、今や已に封土を奉還し、大政古に復す、汝有衆復た徳川氏の臣民に非ずして天下の王民なり、然らば即ち其の承る所の家祿は自分其の有に非ず、宜

しく速に農商に歸し、各其の業務に服するの道を講ずべきなり、然りと雖も三百年來食祿の久しきに順致し、以て今日の事あるを見るに至る、亦大勢の變遷を察せざる可らず、今より其の家祿を收め、姑く之に換ふるに一家口數に應じ各一人扶持を給すべし、然れども是れ亦一時の生計を救護するに過ぎず、因て各田宅一町二反歩を給すべきにつき、宜しく自ら其の地を開墾力作し以て子孫の計を立つべしと、是に於て幕吏岩間政醇をして迅雷隊長とし、戊辰の變組頭中山信安幕府人士を糾合し迅雷隊を組成す信安之が隊長たり而て各地佐幕の徒に應援せんと謀る未だ發するに及ばず上野函館已に平らぎ尋で謙輔の來航するに及び信安國務を引繼ぎ東京に還る事終に果さず既にして亦解隊す、開墾兼司農長官たらしむ、而迅雷隊を二宮、吉岡、竹田等の諸村に分遣し、各一日米一升錢二百文を給し、官林を伐り、墾田に従事せしむ、又陂池を築き、以て灌漑に便す、今之を奥平

關之罪、彼我以王憶之名、奪我大城、遷我戎器、是我負天朝、天朝負我、然吾不敢遺一失者、力豈不足哉、義不可也、夫義莫重乎君臣、道莫大乎父子、所謂天經人紀、萬世不可易者也、昔者保元未、詔源義朝誅其父、是以治承有烏羽之幽、文治初、勅源義經討其兄、是以承久有海島之遷、天經人紀、蕩焉掃地、世道人心變、於是乎極矣、今天朝之討我、亦有以我臣子而與焉者、則是天朝驅人之臣子、賊其君父、不意千載之下、復見保元文治之事也、然則雖我亦可以抗王討也、況在吾儕、傑犬吠堯、固其義也、且竊聞之、方今至尊幼冲、万機之政、無所親豫、田此推之、今日之詔、君不知其所由出也、一旦縱被王憶之名、百世之下、必有公論矣、可不昂乎、如彼據大封、擁大衆、不知天經、不辯人紀、或觀望去就、或崩角借戈者、又獨何心哉、吾儕雖斗宵之微、生爲徳川氏之臣、死爲徳川氏之鬼足矣、照祖在天之靈、鑑之在上、質之在側、天柱雖折、地維雖絕、而斯盟不可渝也、

堤と曰ふ、蓋し屯田の法に擬するなり、一是れより先き二宮村農家の子才藏なる者其從兄某を殺して屍を井に投ず、奉行所才藏を捕へ獄に下す、鞠問伏せず、拷掠至らざるなく、肌肉消爛、骨露はるゝに至るも終に異辭なし、幕府の法、犯人自白せざれば刑する能はず、又浪士佐藤六郎醫師忠順なるものあり、六郎佐渡奉行山岡景恭の臣にして景恭去つて後佐渡に寫す忠順は某村の産なり、二人相謀り越後府に告げて曰く、佐渡人士、幕府の爲めに出兵の盟約あり、速に來討せよ、臣等請ふ内應を爲さむと、事發覺し、遂に縛に就き未だ決せず、謙輔の小木金丸に於る發砲の擧ありしは、蓋之れが爲めなり、謙輔政務を聴き、首として訟獄の滯否に及ぶ、左右之を白す、謙輔曰く、凡そ罪犯は事實證據の二者に依て決す、何ぞ必ずしも犯人の自白を見せんやと、即日引出して之を斬る、而して幕士出兵の由る所を追究せず、識者大に其の深慮あるを稱す、謙輔相川に在り、一日

佐島賤臣某等泣血謹識、一文久中幕府佐渡奉行に命じ陣屋を相川治南川原田に築き而して越後三藩(高田長岡新發田)をして之を守らしむ之を屯所と曰ふ、蓋外寇に備ふるなり、我大父友水翁始めて之が定番役たり(後並役二員を置く)其後井戸多兵衛三馬文大夫等の交代あり幾もなく之が守備を撤す、謙輔の來治に及び謂ふに相川の地峻嶮にして三面皆山而して西は海洋に而し風濤高くして交通運輸に便ならず之に反し川原田の海淺くして陸を距る遠く平衍開通して一國に四達するの便なるに若かずと即日遂に治を川原田に移し謙輔單騎之に赴き屯所に居る之を本府と曰ふ、是時に當り函館兵亂己に平ぎ殘徒或は佐渡に逃據するの說あり、其治を移す蓋し其來襲を防ぐの意に出づるなりといふ、一治を川原田に移すや、迅雷隊をして北辰四隊と共に武を演じ兵を練らしむ、又日を定め發砲射的を爲さしめ、其優劣を較す、謙輔小銀(一朱乃至一分)百

烈祖神廟同盟記文を得、讀むこと一過、憤然として曰く、何物の腐儒か此の文を草すと、或人我先師幕府儒官圓山溟北の記草なるを言ふ、謙輔即時先師を召し之を詰問す、先師侃然君臣の大義を説き、文中梁狗吠堯の句を明解す、謙輔莞爾として曰く、此の土にして此の擧ある、固より其の所なり、小國侮るべからず、且文章の雄偉なる、大に意氣を壯にするに足れりと、是に於て深く先師を奇とし、儒官たる故の如し、其盟文左に附記す、

祖廟齊盟記 隊長中山君信安、將赴國難、州士聞風興者、一百五十餘人、相與刺指、盟于岩岡照祖之廟、伏惟我照祖、撥亂反正以來、尊奉天朝、析循四海、二百餘年、未嘗獲罪於上下也、蓋我照祖之功同桓文、而德則過之、此雖兒童走卒、固皆知之、豈侯吾儕之贊稱乎、嗚呼二百餘年、上下恬然、人人所以皆得安老慈幼、生死無虞者、是誰之力也、今春我大府伏見之擧、討薩人之不恭焉爾、而天朝擁護薩人、誣我以犯

關之罪、彼我以王憶之名、奪我大城、遷我戎器、是我負天朝、天朝負我、然吾不敢遺一失者、力豈不足哉、義不可也、夫義莫重乎君臣、道莫大乎父子、所謂天經人紀、萬世不可易者也、昔者保元未、詔源義朝誅其父、是以治承有烏羽之幽、文治初、勅源義經討其兄、是以承久有海島之遷、天經人紀、蕩焉掃地、世道人心變、於是乎極矣、今天朝之討我、亦有以我臣子而與焉者、則是天朝驅人之臣子、賊其君父、不意千載之下、復見保元文治之事也、然則雖我亦可以抗王討也、況在吾儕、傑犬吠堯、固其義也、且竊聞之、方今至尊幼冲、万機之政、無所親豫、田此推之、今日之詔、君不知其所由出也、一旦縱被王憶之名、百世之下、必有公論矣、可不昂乎、如彼據大封、擁大衆、不知天經、不辯人紀、或觀望去就、或崩角借戈者、又獨何心哉、吾儕雖斗宵之微、生爲徳川氏之臣、死爲徳川氏之鬼足矣、照祖在天之靈、鑑之在上、質之在側、天柱雖折、地維雖絕、而斯盟不可渝也、

佐島賤臣某等泣血謹識、一文久中幕府佐渡奉行に命じ陣屋を相川治南川原田に築き而して越後三藩(高田長岡新發田)をして之を守らしむ之を屯所と曰ふ、蓋外寇に備ふるなり、我大父友水翁始めて之が定番役たり(後並役二員を置く)其後井戸多兵衛三馬文大夫等の交代あり幾もなく之が守備を撤す、謙輔の來治に及び謂ふに相川の地峻嶮にして三面皆山而して西は海洋に而し風濤高くして交通運輸に便ならず之に反し川原田の海淺くして陸を距る遠く平衍開通して一國に四達するの便なるに若かずと即日遂に治を川原田に移し謙輔單騎之に赴き屯所に居る之を本府と曰ふ、是時に當り函館兵亂己に平ぎ殘徒或は佐渡に逃據するの說あり、其治を移す蓋し其來襲を防ぐの意に出づるなりといふ、一治を川原田に移すや、迅雷隊をして北辰四隊と共に武を演じ兵を練らしむ、又日を定め發砲射的を爲さしめ、其優劣を較す、謙輔小銀(一朱乃至一分)百

餘粒を兩袂に蓄へ命中者ある毎に左右に之を搜出し以て投與すること各差あり、

一謙輔専ら意を武事に用うるのみならず其文事に於ける亦然り、是に於て校舍を建築し舊脩教館生員十餘名(須田行義、酒匂明俊、鹿野直一郎、保科可憐、小山盛造、石井英彦、持田磯司、圓山聿、藤村勘之丞、細野清次郎、渡邊鑿)を撰み資を給し(一日米一升錢二百文)就學せしめ、旁ら武を講せしむ、一日謙輔僚属を率ひ校舎の落成に臨み巨椀酒を盛り嚼飲す、槃礴傲然たり酒酣にして學生を召し交も椀酒を傾け且詩を吟せしむ、衆皆畏遜相目して敢て聲を發するなし、謙輔瞋目大に怒る、一人あり國風の首章を唱ふ衆大聲之に和す一時喧騰轟然雷の如し、謙輔手を揮り叫んで曰く休めよ休めよ、一座哄然衆乃ち辞し去る、

一佐渡縣を置くに及び謙輔判事たり、是より先幕政を一變し先づ冗官を廢し細

務を省き沿海港浦の番所關門を撤す(浦は目付役、港は定役並役の吏員あり)而して民政聽訟會計土木の四局を置き悉く其率ふる所の部属を越後に遣歸して曰く汝等兵馬の間に奔走するや久し、今日刀筆の史事に至りては汝等の解する所に非ず、是に於て舊幕吏井上幹、天野翔、西村明允、岩間政醇(皆幕臣良吏の名あり)等を擧て各局長とし能に隨ひ職に任ず又鑛務は相川に置き内田三郎兵衛(亦幕吏にして久しく鑛務に在り其職に精し)をして之を監督せしめ各月俸廿四兩を給す、謙輔諭して曰く凡そ事務は繁文を省き實益を擧るを要するに在り、苟も其名ありて而して其實なき之を文具と謂ふ、幕政是れなり、自今局務を一任す汝等之を勉めよ、乃公敢て其肘を掣かす、謙輔擊劍を好み日を期し勝負を決せしめ連勝三人以上に及ぶ者は留めて以て俸を増し宿衛せしむ(兵士及學生は共に一日米一升二百文を給す宿衛に當る

者は之れに倍す)而して毎朝聽事の側に於て技を闘はしめ或は自ら敵手を命じ之を試む常に言ふ擊劍は搏擊の緊痛なるを要す、其の胴を撃つは形容に止まるのみ眞に人を斬殺し得べきに非ず原田庸吉襲に江戸劍客千葉氏の門に入り擊劍を善くす謙輔之れを胸撃の適否を論ず庸吉固く謙輔の説に反す謙輔曰く然らば則ち盜の殺すべきあり汝試みに之を撃ち其の言の吾を欺かざるを明にすべし、期に及び盜をして地に立たしめ庸吉進みて左手を張り電光瞥然一身横斷す觀者驚嘆せざるなし、謙輔暇日先師を召し碁を圍む、適ま庭外雛雉あり謙輔驟起して曰く好下物以て午餐に當つべしと銃を執て出づ砲聲一發須臾雉を提げて坐に入る又嘗て池水を疏し魚を捕へしむ既夜人定後出で池畔に歩す、時に秋天雲破れて月出づ勿ち水上著然聲ありて鱗光の浮動するを認む、謙輔直に投じて之を攫せむとす深泥腰を沒し達する能はず勉強撈

擡して竟に巨鯉二尾を捕へて上る明日一公務の暇謙輔僚属を率ひ園圃に出て草

を摘み鋤を把て播種す、又薪を割り糧米を椿つき躬自ら率先し以て群下を鼓舞す故に入其の勞を覺へず、

一初め謙輔の佐渡に航するや一國皆朝敵なりと思慮し之れが備へをして入る、然れども國內帖然禮極めて重厚なり其の率ゆる所の北辰隊酔て或は市中を横行し市民の困苦する所たり、謙輔輒ち之を糾すに軍法を以てす、嘗て云ふ信賞必罰は治國の良劑なり願ふに佐渡は幕府の弊政を承け其民必ず優情にして姑息に安んずる久し、今日之を矯正するは嚴猛を用ひざるべからずと此の時に當り一兩以上の盜犯は必ず死す又士人の微に狹斜に遊ぶを禁ず犯す者あれば亦死す、井口某者私窩子の家に遊び酔て人を鬪傷す、謙輔曰く廉恥を重んぜざるは士に非ず命じて自殺せしむ、是に於て一國震怖之れが爲めに寒からずして慄然たり、

一謙輔一日聽訟居長西村明允に謂つて曰く乃公法を用うる極めて其嚴なるを知る願ふに肅殺の氣凝りて天地自ら寒を加へん觀よ今冬鴨湖の水をして必ず常に永凍せしむべし、明允曰く若し氷凍せずんば如何、謙輔曰く果して然らば是れ天道なきなり、明允曰く之を古今に徴するに天地の氣は人爲の如何に關するもの多し人爲の盡くさざるありて

反て天地の應なきを咎む寧ろ之を已れに反省するの勝れるに若かず、且天道は生を好む其の之を殺すは已むを得ざるに出づるなり夫れ峻法は亡國の兆にして王政の冕ざる所なり、謙輔深く其の言に感じ是れより刑を用うる稍緩を加ふと云ふ、

一輕罪は其額を黥し又偏鬢及眉毛を剃す死刑は其の本藉地に於て之を斬るを例とす、謙輔一夜士を會し酒を飲む謙輔曰く吾試みに人肉を啖はんと欲す今某地に鼻首あり誰れか其の肉を割き來る者ぞ左右相視て敢て應ずる者なし、長井光憲性勇敢氣を好む進みて曰く某請

ふ往かむ時に夜深黑微雨光憲請ふて馬を借り辞し去る行くこと二里餘、栗之江村に抵る果して鼻首あり、光憲乃ち小刀を抜き其頰肉を割ぎ之を竹皮に包み馳せ還る時己に鷄鳴なり、明日又士を會し酒を置き醫師近藤玄洋を召し肉の分量を問ふ玄洋曰く少量可なり多食すべからず乃ち粒々細切し煮て之を食ふ、左右難色ある者は強て之を食はしむ森某なる者あり久しく癆症に罹る謙輔其の肉を啖し齋して之を食しむ病遂に癒ゆと云ふ、

一謙輔性豪悍奇峻然れども其の爲す所往々意表に出づるものなり、又意を民事に用ひ其の政務に於ける政故の危煩を廢し務めて簡要を主とす一切の訴願は必ずしも文書に依らしめず身自ら出廷して諸司に面告するを得せしむ民大に之を便とす、又貧弱を恤み富豪を懲し其意一に王政の至公なるを宣示し而して朝廷を遵奉せしむるを期するに在り嘗て大いに士を饗す適ま執薦者(猶曰給仕人)伊藤某器皿を太政官故制札

に載せ稠人廣坐の中を周旋するあり、謙輔之を見て大に怒り、勗聲喝して曰く何物の不臣散て朝廷を畏れざるの茲に至る、夫れ國家の禁は載て制札に在り今之を酒食の具に用うるは是れ朝廷を瀆し且畏れざるなり、此の如き賊は速に斬るべしと目眦裂け頭髮豊つ命じて之を縛し即時獄に投ず、一座色を失ふ是に於て局長筭百方哀を乞ふ謙輔聽かず良久ふして曰く小人制札の何物たるを知らずして法を犯す其れをして此の舉あらしむるは是れ長官其の人の威徳素なきの致す所なり、然りと雖も業已に死刑を宣告す刑せざるは是れ不信を示すなり宜しく白刃を其の頭に擬し行刑の式を宣告して放免すべし抑も此事たる其の責の歸する所吾に在り吾之を朝廷に謝せざるべからず因て筆を援り其の事由を大書し之を銜衢に榜示せしむ其の文に曰く當月七日諸士及壯年輩を府廳に饗應し各歡を蓋して杯盤をも取散らせし折柄用達川原田の某

なる者配膳するごとて朝廷を指示させ給ふ高札を以て盆に宛て周旋するを見たり予憤に堪へず即座に命じて獄に繋ぎ戮して以て朝威を示さんとす既にして再び思ふに其罪某が上而巳にあらず如何んとなれば朝廷の揭示は重きが上にも重んずべきを是を稠人出入の戸邊に差置き在上の役人すら知らず思はず下役のものをしてかりそめに取扱はしむるは諺に云ふ緋りを忽せにして盜に教ゆるに等しければなり、爰を以て推せば諸役人も亦罰すべし乍併徳川氏の衰るや法令を輕んじ揭示を侮るること土石に等し目の慣れ耳の觸れるより常なるに似たれば又彼等のみの罪とも云ふべからず抑も某を罪法に宛れば大不敬を遁れず情を探れば無罪と云ふべし無罪を罰せば朝廷寛大の至仁に悖り大不敬を赦さば後來何を以てか惡を懲さん、情と法と並び立ち恩と威と併せ行れんには予先づ明十一日諸役人の爲めに承久帝の社祠に宿して一晝夜

食を絶て罪を請ひ諸役人をも屏居謹肅して罪を待たしめ某は控の場に於て白刃を擧げて其罪を懲し其情實を述て免さん、希くば恩と威と並び行るゝに庶からん乎故に一統へ告ること爾かり同年七月十日遂に單騎眞野皇陵に詣り絶食禱謝すること一晝夜而して局長等に閉門を命する各五日其の矯忍奇行此の如し、

謙輔曰く白面書生肉緩に筋慢なり苟も勞役に服せずんば即ち軀幹強壯ならず是に於て日を限り遣はして開墾に従事せしむ又毎月一六の日を期し諸士を召集し其の擊劍を観る學生亦與かる必ず日出前後を限度とす一日學生後れて來る謙輔怒て曰く衆皆遠きより來會す汝等府下に密邇し後るとは何ぞや去れ優惰生退校すべし僉畏伏し謝して曰く生等敢て後期の意あるに非ず昨夜勤學深更寢に就き爲めに東方の白きを覺わざるに至れり請ふ次日を期せん謙輔之を鑑す期に及びて夜半に往く廳間閉ぢた

り衆乱打して曰く吾輩參謀と約あり速に門を開け既にして入る謙輔寢を出で勞して曰く汝等登場第一能く過を悔ひ約の如くに誠に嘉すべし前言を履むは信なり吾命を重んずるは義なり因て各米一苞を賜ふ、

謙輔面色銅の如く結髮梳せず起臥常に一衣一袴あるのみ嘗て單騎近郊を驅馳し馬より墜ち民舎に入て休す老嫗其の謙輔なるを知らずして曰く頃來聞く參謀なる者越後より來り殘忍肆虐公等の如き旦那様(猶曰官人)の家扶持を奪ひ驅て以て春を執り賤役に服せしむと亦痛ましからずや、謙輔哈笑して曰く果して然る乎吾能く其の參謀なる者を叱せむ、

眞野村の支村、濱中に整骨醫某なる者あり治術大に行はる遠近之を敬し濱中と呼して名を言はず謙輔の馬より墮るや其の腰を重傷す謙輔某の手術に妙なるを聞き召して之を治せしむ某輒ち力を極めて其の腰部を捫揉す謙輔痛苦に

堪へず躓蹙して曰く少しく緩くせよ某肯かず又右足を擧げ之を蹴る再三乃ち曰く可なり數日にして愈ゆ謙輔厚く之を禮す時人相語て曰く參謀の威一國に震ふ、然れども之を濱中に加ふる能はず又參謀を畏縮せしめたる者は獨り濱中あるのみ、

畑本郷幕政の頃より博奕大に行はれ遊手の徒日に衆く近郷其弊を承け皆博徒ならざるはなし故に土謠に曰く不入博徒果何物、其家老翁及石佛、謙輔之を聞き吏を遣はし痛く其の徒を懲治せむと欲す舊幕吏中其の人を選はしむ下山勝三郎なる者性深酷苛察を以て名あり謙輔曰く是れ其の人なり乃ち命して之を遣る博徒屏息全郷肅然たり初め謙輔の勝三郎を遣る與ふるに手書を以てす其の文に曰く畑野全郷は、古來より博徒の淵藪にて、政治難行屈、是に依り、其方本職より監察の任相兼、其地に可致在勤、但し賞罰與奪之權相授候間、一意専行、可奏其功者也、六月判事

七

謙輔豪放疎慢一見一兵士の如し然れども頗る文事あり其の職に在るや公文辭令に至るまで皆手書ならざるはなし其の筆を下す立どころに文章を爲す一日海濱に逍遙し望海の詩を作り大書して先師に示す其の詩に云く每望風濤我眼張、傍人大笑使君狂、(東坡云、拍手大笑使君狂、)征韓路絶無消息、呼起當年猴面郎、先師其書を予に賜ふ

一又越後より歸り一詩を扇面に書し西邸明允に與ふ其の詩に曰く黔黎新自在州回、數畝桑田手所開、身有官衙人不識、僕奴報道圃丁來、郷友細野清今之を收む  
一又書して某に與ふる二絶句あり曰く陽關別飲淚相揮、下馬踟躕立落暉、君去若逢知己問、布衣出國繡衣歸、(征北半年未就功、歸來無語謝明公、夜深人靜眠難得、多少秋聲亂樹中、)  
一西邸明允幕史たりし頃より治獄を以て名あり謙輔亦明允をして獄事を理せしめ終に擧て廳訟局長とす之れに與ふる

賞状の文に曰く無喧無涼、節守其一、不寬不嚴、獄得其中、汝面在職、予可  
以安、自今以後、進階聽訟之長、俸金  
十五兩、増之者也、六月判事、尋て又  
之を賞す其の文に曰く在職既半年矣、  
本情以斷訟、獄無冤民亦汝之力也、某  
所目睹、亦人所許可、不有所賞、人何  
以勸、月俸三兩加之者也、六月判事、  
其の功績ある者之を累賞する此の如し  
謙輔嘗て越後に赴き其の還るに及び二  
函あり方二尺許左右其の何物たるを知  
るなし謙輔一日二函を出して曰く是れ  
我越後土實なり今日之を剖き汝等を饗  
せむ衆皆怪みて目を屬す謙輔乃ち二函  
を地に投ず函破れて巨髓出づ衆相仰倒  
す

揮ひ汗出で後休すべし是れ亦運動の  
一なり  
一相川豪商某なる者一日放言して曰く偽  
參謀妄りに自ら尊大也、と語未だ畢ら  
ざるに適ま北辰隊の一卒其店頭に在り  
之を聞き直ちに入つて某を縛し謙輔の  
前に致す謙輔大に怒り其の偏髪を剃し  
て鷲崎村に追放し其の家を籍没す鷲崎  
は國の北鄙なり謙輔去て復歸せるを得  
たり  
一府下開墾地を距る概ね二里餘謙輔令し  
て曰く某日一齊に健歩疾走し來れ期に  
及び海濱に供帳し饌具を設け以て之を  
待つ既にして道途塵囂り人衆還至謙輔  
之を望み先登者以下五名を勞迎して帳  
中に延き上座に次列せしめ盛饌を供す  
局長自ら供具を奉し跪き食を進む其の  
餘は則ち團飯を興ふるのみ  
一謙輔一夜人定後大刀を佩び局長井上幹  
の家に突入す家人驚愕皆畏れて寢衾を  
脱し走り匿る幹目を聞けば則ち謙輔已  
に菊章燈を提げ枕上に立つ幹驚起伏拜  
して曰く深更親臨を辱ふす抑も故あり

や謙輔曰く昔趙匡胤、寒夜趙普の門を  
叩き太原を取るの策を議す吾の來るは  
他になし汝等家事の舉動を察するに在  
り夫れ官吏は清廉ならざるべからず若  
し賄賂を貪り内謁の行はるゝあらば輒  
ち乃公三尺の劔あるのみ因て酒を置さ  
談民政の得失に及ぶ是れより官属皆自  
ら警戒し畏怖を加ふと云ふ  
一川原田の南里許國府川あり治を移すの  
後米廩數棟を其北岸に建つ謙輔嘗て大  
言して曰く朝廷若し三年の租税を免せ  
ば吾當に佐渡に城を築くべし其米廩を  
建つるや蓋し鴨湖を疎開して國府川に  
通じ以て國中の貢米を回漕するの意に  
出るなり之を要するに國中沮洳の地を  
疎鑿し其貯水を排除して良田と爲し以  
て農間の大利を興し又船舶交通貨物運  
輸の便を開かむと欲するに在り其の職  
を罷の去るに及んで事終に果さず(明  
治二年九月召還免官)  
一謙輔國中に令し神佛合祭禁す又浮圖を  
惡み一國寺院の過多なるを見其の古刹  
緣由あるものゝ外一切之を廢毀し僧徒

は還俗せしめ悉く其の梵鐘を收め天保  
錢に武し錢を鑄る新五郎代つて知事た  
るに及び其錢を毀つと云ふ、

爾來奉行を置き首として鐵務を管掌し  
兼て民政を統治せしめてより幾百年間  
此地廢語となる久し己にして文久中外  
寇の警あり幕府命じて陣屋を此地に築  
かしめ越後三藩冗上をして守らしむ尋  
て之れが守備を廢す明治元年戊辰の亂  
參謀奥平謙輔北征總督の命を受け來航  
し治を此に移す時に北越兵亂僅に平ら  
ぎ王政の維新仰ぐに際し百事創制此の  
時に當り謙輔専ら武斷を以て一國を畏  
服し其の爲す所頗る物議を免れざるも  
のありと雖も一國の氣風を一變し往時  
の面目を革新するに至りては則ち其効  
亦偉なりと謂ふべきなり謙輔任職僅か  
に一年餘明治二年九月免官國を去る其  
の免官亦物議の及ぼすところなりと云ふ  
新五郎代りて佐渡縣知事なるに及び之  
を相川に復す其の治蹟視るに足らずと  
雖も猶ほ武を講じ學は皇漢を分習せし  
むること是れより始まる (完)

### 奥平氏の事蹟略

岩木 擴 編

一謙輔衆僚を率ひ圍圍を鋤く時に池畔灌  
木叢生其の中蜂巢あり一人其の爲に發  
さる謙輔命じて沸湯を灌がしむ忽ち叢  
中鏗々聲あり巨蛇叢を排し涎々舌を吐  
て出づ衆見て愕然たり長井光憲直進其  
の尾を捉り極方廻轉すること數次乃ち  
巨を地に投ず蛇稍疲る光憲紙を以て其  
の首を包括す蛇蟠困地に貼す謙輔俯し  
て之を砲撃す丸痕十二又毎に蝮を捕ね  
之を剖き炙りて以て下物となすと常食  
に異ならず、

一本府の地土俗之を御城と曰ふ川原田市  
街を距る十町餘一邱あり四圍松樹林立  
復昔鎌倉執權の頃一國各地頭の割據す  
る所となる而して川原田は本間佐渡守  
城を邱上に築き之れに據る當時之を獅  
子城と曰ふ天正十七年上杉景勝の爲め  
に襲撃せられ一國遂に其有に歸す徳川  
氏に迫ひ其の出鱈の利あるを以て之を  
其の直轄となす慶長中治を相川に定め

明治元年十月廿五日參謀兼民政方として  
佐渡赴任を命ぜらる  
全年十一月十一日氏は越後農兵三小隊を  
率ゐて小木に上陸し翌十二日新町に着し  
國中各地の富豪六七家に兵士を派し家宅  
を搜索し諸帳簿を押收して之を調査す  
是は曩に佐幕の同盟者ありしを、此の  
時は己に歸順の後なり、奇貨とし今尙  
ほ朝敵の行爲を續け戦備をなし居り各  
地富豪に戒器彈藥用金等を預け保管せ  
しむる旨を誣告したる者ありしを信じ  
此の舉ありしなり  
全十三日河原田に移り猶搜索繼續したる  
も一も其の証跡を得ず  
尋て相川に出づるや彼の誣告者の巨魁二  
人を審問したる後斬に處せしは其の二十  
日なり  
此の間佐幕同盟の事に就て取調ぶる所あ

りしも事既往に属したるを以て深く咎むる所なし而して士族全体の家祿を停め其の家族の數に隨ひ面口を給したり

士族の内公務に服する者の外十五歳以上五十歳以下は總て之を縣兵に編入し又農兵を募集し各地に於て之を訓練せり二十一日相川の役所を河原田東福城趾屯所に

『海岸防禦の爲筋云々』と布告せり二十三日より開慶す

尋て廢寺の擧あり當時國中五百三十五ヶ寺ありし内八十ヶ寺を存し他は悉く之を廢することせり諭告の内に『小國にしては寺數多きに過ぐ且つ其の僧徒は無學にして遊惰唯愚民を誑惑して勸財を事とし袖手坐食するのみ今日に於て天下の遊民と稱すべきは僧侶なり國家の贅物と評すべきは無用の寺院なり云々』とあり廢寺の金屬製佛像佛具は之を鑄て通貨とせり

又火葬を禁す『僧侶穢多非人は勝手たるべし』とあり

勸業上の布告には『農業は國之根本なり

不届至極に候向後堅く禁制たり(以上摘要)

と布告し各條尾には皆『於相背は嚴科に可行情』とあり

竊盜は徵罪と雖も寛假せず其の處分極めて嚴重なりしかば國民皆戰慄して途遺を拾はざるに至れり

明治二年二月佐渡縣を廢して越後府に併せ參謀は越後府權判事となりて猶佐渡に在勤せり

此の際佐渡縣御用係たりし西潟八雲(後控訴院判事となれり)伊藤退藏(後岩船郡長となる)の二人に命じ順徳天皇神靈遷幸の儀を行はせられんことを神祇官に建議せしむ(此の時二人署名の書面は裏き大に開墾事業を起し佐渡縣兵及び越後より來れるに農兵を屯田兵として之に作業せしむ其の場所は今の眞野村の内大字吉岡宇八段平(今其の地に溜池及び田地もあり)大字竹田字温澤(是は今全く廢址となれる由なり水利なきためか)新穂

止たり

一婚姻は衣類の多少を論じ持參金を目的とし又其席には分限を忘れ酒肴花美を極め其爲累代之田畑に離れ候様成行候趣以之の外に候自今以後皆禁制たり

一神事佛事之節奢ケ間敷義堅く停止たり

一一年賢に客を招き酒遊を開く義堅く停止たり

一及て與平氏は職を解かれ八月の初めに佐渡を引拂へり(終)

### 奥平謙輔傳

西南記傳拔萃

村大字鴻上字茨野(是も今猶田畑の若干を存じ人家も一二戸在り此の地水利に乏し)二宮村大字二宮字堂林(是は田畑も存在し居る由)内海府村大字鷲崎字彈野(是れも田畑の分を存じ且つ移住民二十餘戸現存せり此の地は本間宗治なる者嘉永年間願濟の上移住し開墾に従事したるも本村なる鷲崎住民の苦情防害等常に絶えず成功しがたかりしを與平氏の時に至り大規模の計畫にて田圃を開きしが其の功未だ終らざるに中止したりしより本村民との間に又紛擾起り大抵は發址となりしと云ふ此の地も水利甚だ多からずと聞けり)の五ヶ所なり

是は初め士族の祿を停めしとき與平氏は士族に約して云ふ三百年來祿米に衣食したる者

一朝にして之を奪はれば活路に窮すべし故に一戸に付凡田一町畑二反づとを與ふることとして永年の勤勞に報すべし併し此の田畑は今日直に之を得る能はず是より荒蕪の地を開墾して後に之を配附せし夫れ迄の間生計を維持する爲に面口を給

奥平謙輔字は居正弘毅齋と号す與平清兵衛の第五子天保十一年長州萩城下土原に生る世毛利氏に任へて祿九十四石五斗を食む長兄數馬子なきを以て謙輔家を嗣で夙に藩學明倫辭に學び俊秀を以て聞ゆ戊辰の役萩藩子城隊に屬し東北の野に轉戦して功あり明治二年四月越後府權判事に任せられ佐渡を治む八月罷めて家に歸九

年十月前原一誠の事を擧げるや之を轉げて謀主と爲り事敗れて後縛に就き十二月二日斬に處せらる年三十七。

明治二年謙輔權判事と爲りて任に佐渡に赴くや絶海の孤島金鏡に富み古より無頼極む謙輔以爲らく『脱兵勇にして競力を以て争ふ可らず宜しく智を以て之を挫く

可し」と因て人を遣して酒肉を齎らし其營に贈て曰く「諸君且らく休せよ吾豈兵を漢池中に弄するものならんや」と是に於て圍稍や緩む謙輔間を得て城中に入り脱兵與し易きの状を陳じ且つ建議する所あり識る者之を異とす。

謙輔の明倫館に學ぶや儕輩謙輔を推重す謙輔も亦居然敢て自ら譲らず奇傑の氣侷然衆に擢んず十四五歳の時好みて野乘稗史を讀み常に漢楚三國の事を談じ昔て六經正史の業を修めず書生としての言動往往驕慢不遜に流れ爲に國子先生の怒に觸るゝ事あるも更に意を介する所なし既にして譏然感悟讀書する者三四年學藝大に進む其三蘇の文を熟讀玩味するに及び以爲らく「作る可し」と試みに筆を把れば數千計立ちに成る人以て及ぶ可らずと爲す戊辰の役官軍に従ひて北越に戦ふや帷幕の中に在り機を見て勝を制す其會津城を圍むや疊賢うして抜けず謙輔即ち書を作り之を會津の重臣秋月悌次郎に贈り其主の爲に之が意を盡す城中始めて出で降る其文今尙ほ人口に膾炙す平素後進に語り

て曰く「博學畢意迂儒輩の事のみ若し眞に國士たらんことを欲せば則ち毎朝一回前後出師表を讀めば足る」と亦以て其平生を窺ふに足る。

謙輔又書に巧みなり其前原一誠を擁して明倫館に屯するに方り門に「殉國軍」を大書せる標札を掲ぐるものは是れ實に當時謙輔の揮毫せしものにして筆に代るに棕櫚箒を以てし所謂なぐりがきなりしと云ふ一誠等北ぐるの後縣令關口隆吉之を觀佇立を久うして曰く「縣下書に巧みなるもの張高二氏あるを知りて其他あるを知らず此標札は果して何人の争ぞや」と或人實を以て對ふ隆吉歡じて曰く「美なる哉書も亦此の如き乎噫惜むべき也」と。謙輔時世に平なる能はず其冠を掛けて郷里に還るや爾來復出てす日其黨與と相往來し文を論じ詩を評し置酒高談時に案を拍て要路の大臣を罵倒し慷慨淋漓傍らげよ」と選卒状を以て之を悌次郎に報ず人無きが如し謙輔の始めて前原一誠を識るや實に北越に於てせり而して一誠の兵部大輔を辭して還るに方り謙輔意氣相投く同情を謙輔及前原一誠等に寄せ私に酒じ勿頭の交を結び終に全じく罪の得て誅樽を携へて謙輔等を訪ひ之に與ふ一誠唯

深く其厚意を謝するも輒く言を交へず謙輔獨り議論を事とし税制を論じ動もすれば和漢の典故を引て曰く「僕常に史を讀み古今を通覽するに未だ嘗て此の如き法例あるを見ず」と難問交も至る暫くありて煙草を喫せんことを請ふ曰く「僕性煙草を嗜む囚に就てより以來喫せざるもの數日足下之を聽るさるれば何の賜か之に若かん」隆吉手づから煙草を將て火を點じ之を格中に納れ從容問て曰く「樓下室毎に格を構ふ妓其中に並列し客の來り見るものあれば必ず朱髭の煙管を捧す客に勸めて一喫せしむ是を遊廓の例と爲す今や乃ち然らず足下中に在りて煙草を求め余外より之に應ず豈定例に違ふ事なしとせんや之を要するに天下の事一律を以て之を論べからず」と謙輔掌を拍て曰く「吾過てり」と一誠亦啞然たる者之を久うせり

一夜謙輔大醉して同囚と喧嘩す關口隆吉之を聞て復往て見ず會ま判事岩村通俊謙輔を召して之れを訊問し己に止む謙輔通俊に請て曰く「是れ何等の言ぞ富縣令にして酒を囚人に贈るものあらんや」謙輔

無然として退く通俊入て隆吉に告ぐるには猶生くる年の如し」と。謙輔時世に平なる能はず其冠を掛けて郷里に還るや爾來復出てす日其黨與と相往來し文を論じ詩を評し置酒高談時に案を拍て要路の大臣を罵倒し慷慨淋漓傍らげよ」と選卒状を以て之を悌次郎に報ず人無きが如し謙輔の始めて前原一誠を識るや實に北越に於てせり而して一誠の兵部大輔を辭して還るに方り謙輔意氣相投く同情を謙輔及前原一誠等に寄せ私に酒じ勿頭の交を結び終に全じく罪の得て誅樽を携へて謙輔等を訪ひ之に與ふ一誠唯

謙輔曰く「吾人常に政府人なきを憂ひ相謀て兵を擧ぐ果して足下の言の如くんば吾人の所爲に國家に益なきなり」隆吉曰く「當に益無きのみならず反し國家を害するのみ」と謙輔默然たり。

一日關口隆吉謙輔に問ふに獄中の作を以て謙輔曰く「昔年感あり七律三十首を賦す現に落合某の許に在り僕の死期近きに在り復恩遇口答ふるもの無し願くは彼者を蓋底より出して之を剗剗に付す所謂弘毅齋遺稿なる者は是なり蓋し之を讀むの

人は嘗に其人と爲りを知るに爲るのみならず或人之を評して詩史に庶幾しとするもの決して溢辞に非らず今其文詩數首を左に掲ぐ。

與清水清太郎書

僕沈淫史學二十餘年。大承南宋以前。明若觀火。而元明則略焉。本年十一月。道逃字龍繫囚松江。君憐我無聊。贈史忠。正集以使寓目焉。予讀其文。辭忠誠。志在靖獻是以無意於文。文則可觀不求於實。實則有餘。然天厭明德一死殉國。僕發憤賊吏就戮東都。及其臨死。得知忠正。不亦奇乎。君本長人。不知涉長。而知於雲。是謂重奇耳。明治丙子十一月。書于松江檻中。居正。

北征雜誌

險路泥濘幾若辛。朔風吹雪落嶙峋。馬丁問我君何笑。如此江山坐附人。』經年爲客憶西歸。夢落家鄉舊釣磯。君々若逢知己門。佐州太守狎經肥。』旗亭落日映酡顏。征戍三年今始還。

隔海遙青橫一髮。與丁說是佐州山。』再遊北越。深樹梟啼夜欲闌。荒城何處不凋殘。繁霜皎月天如水。原野無人白骨零。』

絕命詞

值遇聖明蒙澤深。致身無路淚霑襟。誰知丙子除姦事。乃是戊辰敵愾心。門戶窓氣慘猶毒。山河王氣已銷沈。徵臣有罪敢逃死。赫々皇天所照臨。死生亦大豈徒然。此日從客入九泉。千載是非公論在。十年志業口碑傳。疎慵囊底無遺稿。流落人間有斷篇。悲憤滿腔誅賊檄。雷霆昨夜去昇天。

附言

今次 志士弘毅齋奧平謙輔君の追遠祭典を舉行するに當り之が史料の詳なる者なきを惜み之れが編纂に志せるも短時日にして充分なる記録を得る能はず、幸に漁村渡邊駿君及岩木擴君の稿と黒龍會編

纂に係る西南記傳小略傳を以てしたるが故に或は重複する所あらんも忽忙の間之が訂正を誠みる能はず幸に意の在する所を諒せられよ。

大正五年九月

贈從五位志士奧平謙輔君 追遠祭委員

○大典記念事業運営委員募集の期限内募集の概況とこれ一  
年間の概況を述べた。先づ、本年は、前年より、  
一年、あるが、本年、本月初旬の計、募集の概況は、  
円満な約あり、あるが、この年、後、より、  
あり、あるが、募集の概況は、  
三十万と、概況は、  
ハ、  
書を、  
う、  
の、  
二、

計畫増大 当初ノ計畫ニハ前記ノ預算案

金三十万円ヲ計上シ研究部用覽室ノ一事業ト  
シテ、  
増設、  
ハ、  
案ノ一ニ加ヘテ割設セントスルノ議起リ、  
計畫増大ニ決定シ其結果当初ノ協定金三十万  
円ヲ金五十万円ニ増加シ、  
モ五十万円以上ニ改メ、  
大隈研究所ニ、  
大隈研究所ニ、

上ニ於テ花表セリ

信寄郎招待會

旨録所記

ノ如ク今以ノ翌星金

集ハリシ僅々十一月ノ短日月ヲ以テ五十四

万四千円以上ノ額金ヲ得タルニ付テハ持ニ大

陪修及基金管理委員等ノ庶務ニ頼

ルコト甚ク大ニ四年十月今次ノ計畫完

成後遠洋男爵ニハ遠ノ北米ニ遊ハレ日五年ノ

昔々時朝セウレテヨリ間モテハ健康ヲ損セウレ

均ニ後援シ男爵ニ乞フノ揮會ヲ得サリシ所共

後此年男爵ニ復セウレタルヲ以テ四月初迄長

十行 廿字 東京林屋製

及男爵ニ懇請スル所アリ五月二十三日ヲ期シ

テ宗院回有カノ案業部ヲ大出修部ニ招待シ

席上ト陪修長及遠洋男爵ノ力ヲ依リテ勧誘セ

リ此時ノ招待會ハ今次ノ基金募集ニ一新気味

シ年ハタルモニニ此招待會ヲ催フシテ以來

一氣ニシテ多大ノ額金ヲ募集スルヲ得タリ是

日業内シナシタル宗院回ノ案業部ハ迄テ百五

十六名ハ出席者四十六名ハ代理者出席十名

一印シテ招待者中案部ヲ議セルモ六十七名

此金合計金十六万九千五百圓(一名平均金二

千七百二十三月十八日(一)ニ降セリ今此招待  
 會翌日ヲ分水鏡トシテ莫集總金ヨリ分算スル  
 二大正七年五月二十二日現在ノ莫集金合計言  
 ハ金二百六十九百八十七月五十一日(一)在字  
 生ノ定附金ハ加算セズ(一)此口取一千二百十七  
 (一)口平均金二百十五月二十七(一)日五年五  
 月二十三日以後日年八月三十一日ニ至ル迄ノ  
 莫集金合計言ハ金二十七万七千三百三十一月二  
 十七日(一)在字生ノ定附金ヲ加算セザルコト前  
 日新(一)此口取二百六十一(一)口平均金一千七百

十行 廿字 東京市農林部

二十一日三十一日(一)試ニ西者リ比較対照スル  
 二總莫集金言金五十四万四千八百三十一  
 日(一)此内ヨリ在字生ノ定附金四千九百六十九日  
 五十三日(一)除キテ(一)ニ対シテ五月二十二日以  
 前ノ莫集金言ハ四割八分五厘ニ當リ五月二十三  
 日以後ハ五割一分四厘ニ當リタル上前者ハ殆  
 ト八月月ノ要シ後者ハ僅ル三ヶ月餘ヲ費シタ  
 ルニ過キス加之一口ノ平均言前者ハ金二百十  
 五月餘ニシテ甚々小口ナレトモ後者ハ金一千  
 七百二十一日餘ニテ大口ナリ

地方勸誘) 地方勸誘申最モカラ價合セルハ  
 大改及神戸ニシテ西地共東京ニ出テ、好成績  
 シ収メタリ學長、各官長、理事其他當路ノ出  
 張シテ勸誘ヲ試ミタル地方ハ左ノ如ク二府十  
 二縣十五ヶ市ナリ(地方勸誘一覽表ハ略ス)  
 東京府官 今次ノ募金募集ニ付テ特記スヘ  
 キモノニテ一ニ曰ク募金總額金五十四万四  
 千八百八日三十一銭ニ對シテ募集開始後十一  
 ヲ月目ナル大正五年八月三十一日現在ニ於テ  
 已ニ金十五万四千八百九十九日九銭(二割八

十行 廿字 東京相馬屋製

分三厘)ノ現金ヲ収メ得タルコト是ナリニ  
 ニ曰ク募集開始後少シシテ合計金一百万千六百  
 七月七十八日一十一年八月三十一日現在  
 之ヲ總募集額ニ對シテ一割五厘ニ對シテ金  
 二月三銭四厘即チ二分五厘ノ募集額ヲ要シタル  
 ニ過キナルコト是ナリ以上ハ從來ノ募金募集  
 中多ク其類例ヲ見サル所ナリトス  
 而シテ募集總額金五十四万四千八百八日三十  
 一銭以内在學士四千二百十三名ヨリノ要請合  
 計金四千九百六十九日五十三銭一厘金三千二

百七十三月六十一銭ハ已ニ莫収済アリ今以  
在學生分ヲ除ク時ハ金五十三万九千百十八円  
七十八銭ニシテ此後口取一千三百七十八円一口  
平均金三百九十一円二十三銭

更ニ募集地頭ヲ類別スル時ハ在學生、校友、  
敬愛等校収編成ヲ有スル者ノ寄附言金十萬  
九千四百七十七円六十五銭ハ此口取在學生ヲ  
別ニシテ一千二、校友一収寄附者ノ寄附言  
金四十三万四千六百十円六千六百銭ハ此口取三  
百七十六円即チ之ヲ募集言ニ對照スル時ハ

十行 廿字 東京相馬屋製

前者ハ二割一厘、後者ハ七割九分八厘ノ割合  
ニ當ルナリ

尚金言ニ依リテ之ヲ區別スレハ金一百万円以上  
ノ者十五口此金言金二十五万六千円、一千円  
以上ノ者百六口此金言金二十一万八千七百円  
百円以上ノ者二百二十六口此金言金四万五千  
百七十円

又地方別トスル時ハ一千円以上ノモノハ東京  
府外十府縣ニシテ第一位ノ東京ハ合計金三十六  
万六千四百二十円十九銭、第二位ハ兵庫縣ニ

合計金七万三千四百三十六月、第三位ハ大  
阪府ニテ合計金四万七千六百十四月五丁納  
尤モ大阪兵庫西府縣ハ居住者ノ因縁上日一ヶ  
多トシテ計上スルヲ各當トス即チ東、東京ノ  
三十六万六千四百二十九納ニ對シテ西、  
大阪兵庫ハ合計金十二万七千五百五丁納ナリ  
一、神奈川縣ハ第一位ニテ合計金二万七千八百  
十七月五丁納ニシテ一千月以下百月以上ハ亞  
米利加、金九百四十五月十二納ヲ筆頭トシテ  
朝鮮、支那、滿洲外一道十一縣、百月以下ハ

一丁十字 東京相模編纂

瑞西、臺灣、冲南西、亞丹利加、樺太外二十  
一縣ナリ海外、亞丹利加合計金九万  
四十五月十二納、支那合計金四万七千一月、  
瑞西金九十月、冲南西亞丹利加共ニ金十月、  
其所管無ノ地ハ岩手、鹿児島、沖繩ノ三縣ナ  
リ畢竟スルニ東京、大阪、兵庫、神奈川、各  
府縣以外ノ地方ニ對シテハ莫集上努力ヲ續到  
セザリシノミナラス金ヲ指ラ染メザル地方多  
ク、~~從テ~~果シテ見ルハキノ成績ヲ収ムル能ハサリ  
シモノトス

最後ニ今次ノ募金募集ニ於テ本長ニ子ニ歸ル  
有スル教務員、校友、在学生ヲ除キツル一収  
寄附者一三百七十六口、此金言金四十三万四  
千六百四十円六十六銭一申第二期基金募集ノ際  
シテ寄附ヲナセシモノハ六十二名アリ此金言金  
二十一万三千五百四十四円一第二期基金一而シ  
テ此六十二名ハ今次ノ紀念事業ニ寄附セル言  
ハ金二十九万七千三百六十三円一紀念事業一  
ニシテ其間今次ハ亦二期募集時ニ比シ金八  
万三千八百二十三円一増収ヲ見ル且ツ今次ハ

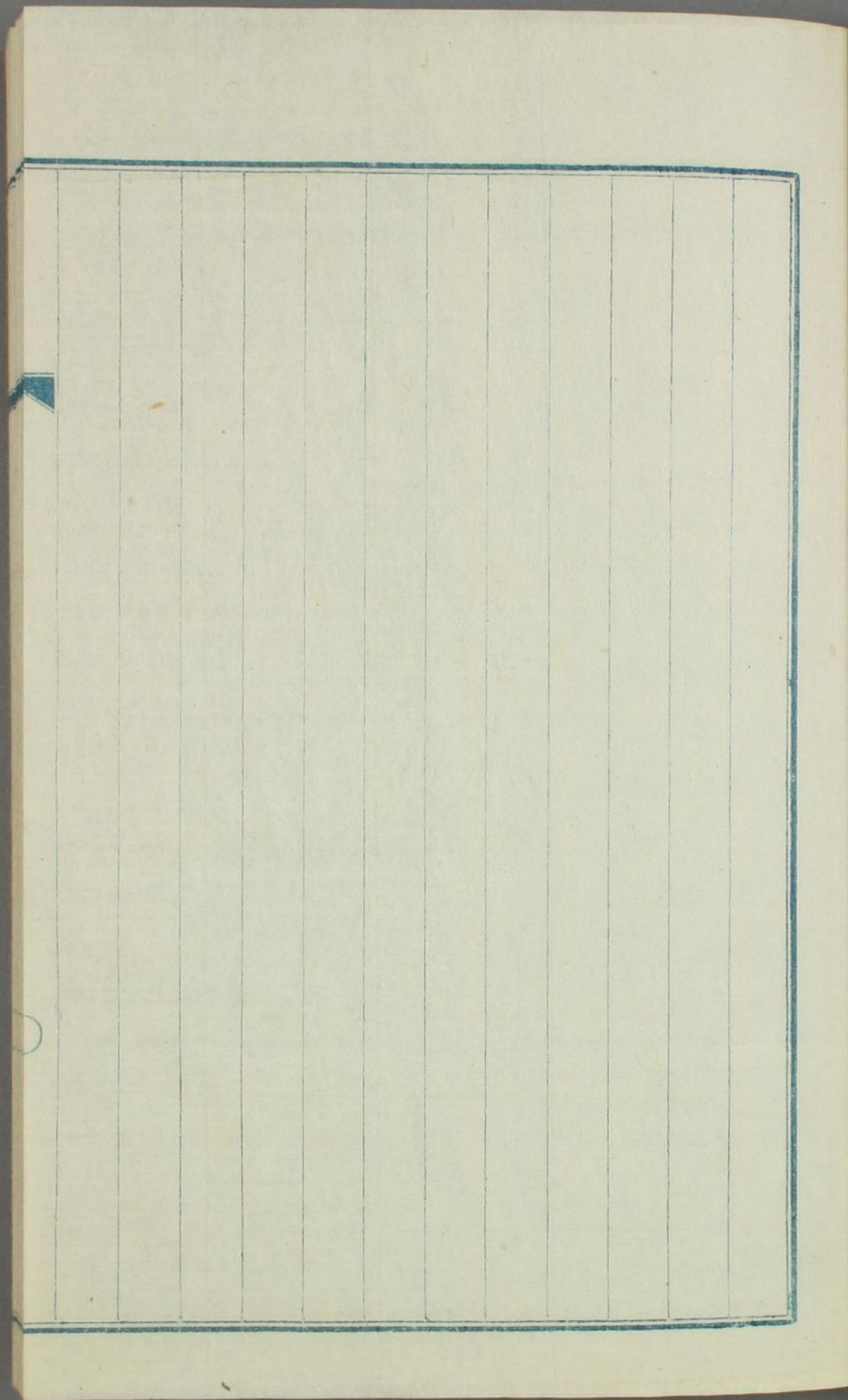
十行 廿字 東京相模屋製

第二期募集時當時總金ヲナサバリシ三百十四名  
ニ對シテ新ニ過ラ振キ寄附合計金十三万七千  
二百四十七円六十六銭ヲ得タルハ更ハ一層ノ  
成功ナリト云ハサルハカラム  
第二期募集時トノ比較 募集總額今次  
ハ金五十四万四千八百三十一円、第二期  
ハ金九十四万九千六百九十五円七十八銭九厘  
募集年月ハ今次ハ大正四年十月ヨリ五年八  
月ニ至ル迄十一月間、第二期ハ大募集ヲ行  
ヒタル期間明治四十二年ヨリ大正二年ニ至ル迄

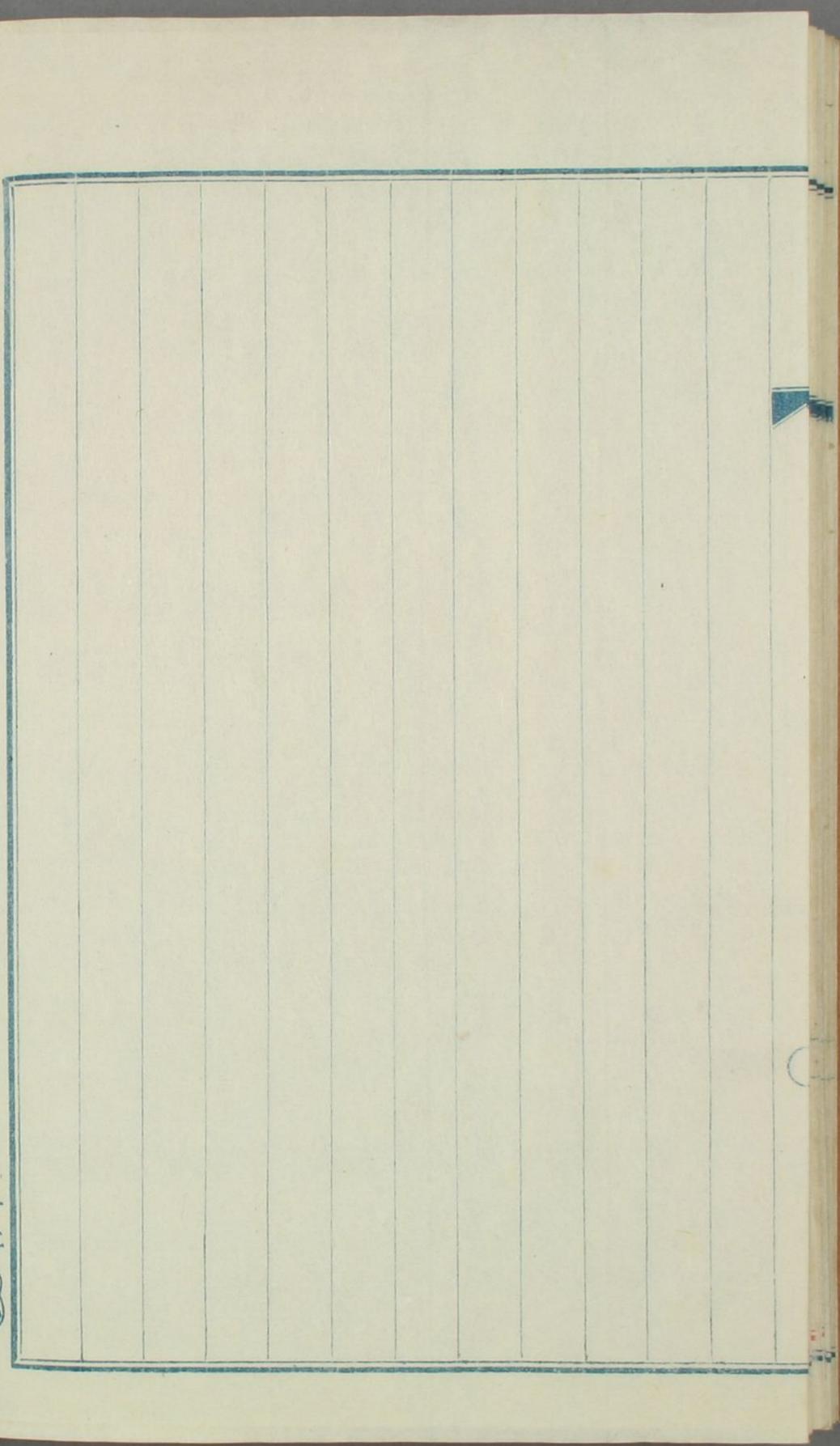
七ヶ年同業集費ハ一銀ハ金一万余千七百七  
 十八銭一紙包メザル代金等一切ヲ含ム  
 二期ハ金五万七千五百五十二圓二十三銭以集  
 集費ヲ百圓ニ割當ル時ハ即チ百圓ヲ集集スル  
 二年ニ今次ハ金三月三紙四厘一二分餘、第  
 二期ハ金六月六紙一六分餘ヲ要シヨル次第  
 ナリ即チ現金ノ回収ハ今期ハ期間短少ナ  
 レトモ已ニ金十五万四千八百九十九銭一  
 美集地類ニ對シテ二割五分ニ至リテ實収シテ  
 二期ハ金六十七万八千二百八十八圓十三銭

丁字 廿字 東京相馬屋製

美集地類ニ對シテ七割一分四厘一ヲ實収セ  
 リ  
 附記 前記ノ計算ハ迄ニ大正五年八月三  
 十一日現在ト知ルヘシ



十二  
拾陸



○古きく年より入んたる如賀子代の経冊一冊を  
朝敵の句を考ふるべく

朝、自や帝一をえ格を右時をらん  
らん此句を考ふるべく

一頃の海舟の浮輪を解の浮と云く

田 躍馬決ちる事、事云軍兵も、是れ何  
安定、獨名、舊山河

此の條は舟の浮輪を解の浮と云く、舟の  
舟の心も考ふるべく、此の條は舟の  
舟、海舟の心と云く、人の物を解くの時、  
知りて往也、業の此の條を考ふるべく、  
所以也、余院の海舟目、二幅を考ふるべく、  
内定、四の、一、二、三、四、五、六、七、八、九、  
十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、  
十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、  
二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、  
三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、  
四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、  
四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、  
五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、  
六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、  
六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、  
七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、  
八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、  
八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、  
九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

十月十日 ちち久し振りの大氣を得、古画、逸の、  
て二三のよき年よ入る、深川の文山の十帖、  
た月や、  
このころ、  
梅とる、  
荷の大、  
侍、  
字、  
の印、  
き出、  
二、

七、  
外、  
あ、

平、  
入、  
ち、  
但、  
こ、  
法、  
梅、  
の、  
得、



をきりし

可山をそと朝吹英二式、くるとまふと一板の音  
をきりし、くるとまふとをきりし、自後、山の  
吉画二幅を掲げし、くるとまふとをきりし、くるとまふと  
人をねりし、くるとまふとをきりし、くるとまふとをきりし、  
春琴の酒短冊：曰く

山寂候酒室、帝子望村去、停艇待舟の  
不移、垂釣安

甲戌年、あき、試新獲、其珠墨、吉北齋  
画、於山、嵐、中、吉、梁、多、人、紀、選、  
画

此の列を、の書、是、余所為、の伊、藤、仁、富、と、吉、前、  
を瑞瑞、胎、の、作、し、と、載、す、天、代、と、左、の、ま、り、成、と

載せりし

古中、淳、唐、道、香、序、の、天、説、：、今、は、今、こ、と、ま、り、  
同、く、此、序、文、の、貞、享、年、中、津、に、在、り、し、淳、唐、道、  
香、の、將、さ、る、四、の、ゆ、え、と、ま、り、し、際、し、ゆ、り、と、ま、り、  
其、の、序、の、一、節、に、云、く

自天視之固有儒有佛、自天地視之本無儒無佛、  
吾道師道、山、堂、有、二、乎、哉、

又曰

誰、神、也、不、能、離、今、日、之、天、地、而、獨、立、則、自、見、  
儒、道、之、不、可、離、也

と朝鮮の安慎、微、こ、を、説、く、嘆、し、て、曰、く、其、方、類、  
固、く、し、た、人、と、異、り、し、而、し、て、文、七、亦、自、後、日、本、未

此地の如きこの文あるをたゞしとて推して其國の  
一つなることあり此のこと天子の歳也(在)  
又素天説に入ふ、昔阿闍志の昔年也(在)と  
東山天の事あり

○此の節又おもしろく一節の行々の事を説き、内  
果(支)海やうな振方面の流しやうなを打印ふ、あんな  
日早くの曲折もさうして且ち寺内の子は流るふしとて  
大隈修石寺をさうしてとる、由是(支)のつり出言  
とて勅遣淑子の十二元定まうなる、其中の福原  
支那次第の流(流)とて其國の福原  
と由約する福原とて其國の事ありとていふなり

修石の事ありとて其國の事ありとていふなり  
初めは是れを由是(支)大隈修石の事ありとていふなり  
はう高野の事ありとて其國の事ありとていふなり  
一七福原の事ありとて其國の事ありとていふなり  
家大隈修石の事ありとて其國の事ありとていふなり  
人間事いふ相湯を謝し修石をいふなり  
選(在)りたる事ありとて其國の事ありとていふなり  
事(在)りたる寺内(支)の事ありとて其國の事ありとていふなり  
とて其國の事ありとて其國の事ありとていふなり  
一七(在)りたる事ありとて其國の事ありとていふなり  
とて其國の事ありとて其國の事ありとていふなり





十月興行役割

母堂淀の方 乳母篠原 武藏屋お梅	豊島刑部歌 十郎	御番所 千姫君	御助
徳川家康 渡邊源次綱 利泉屋 多左衛門	茶店老婆 おがよ	丁稚 長大千代之助	幸
右大臣秀頼 五十嵐 小文次道房 伊豆屋 向疵の與三	桐の葉の局 田舎娘お半	太刀持音若竹 松	助
本多佐渡守 氏家内膳 段四郎	近習藤十郎 麗婆お丸芝	高力左近 忠房	尾
正榮 尼芝 鶴	侍女紅聲傳之丞 侍女初聲 歌女之丞	侍女花野 赤間子分	歌之助
片桐出雲守 番幸軍藤守 海松杭の松	加賀爪 遊人眼八	赤間梓 源次郎	團子
井伊掃部頭 番幸軍藤之助	本多家臣 下男權助	番頭藤八 歌	六
大野 修理之亮 龜藏	十河十兵衛 我藏	片桐市之正 那須市且元	仁左衛門
小車 大藏の局 下女およし	響庭の局 お針おきし	赤間源左 衛門	侍女錦木 田舎娘お濱

十月興行場割

- 一番目 沓手鳥孤城落月 四幕
- 序幕 豊臣家奥殿の場
- 二幕目 茶臼山東軍本營の場
- 三幕目 二の丸内亂戦の場
- 大詰 城内楠庫階上の場
- 本丸土手際上の場
- 同 櫻門前の場
- 新古演劇茨 十種の内茨 木一幕
- 長唄連中
- 中幕 網の場
- 那須屋敷の場
- 同 庭先の場
- 同 奥庭古祠の場
- 二番目 與話情浮名横櫛 三幕
- 序幕 木更津沙干狩の場
- 二幕目 源左衛門別荘の場
- 木更津演投身の場
- 大詰 雪の下玄治店の場
- 兩國百本杭の場

○平山わろおを過す漢升をえる座より

逆さる置つけハ

○平山わろおを過す漢升をえる座より

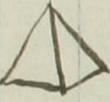
逆さる置つけハ

○平山わろおを過す漢升をえる座より

逆さる置つけハ

○平山わろおを過す漢升をえる座より

逆さる置つけハ



○平山わろおを過す漢升をえる座より

蓋すゝ江甚濁の懸るをうり

四圍包貼似宜由、看是古銅卷の肉  
直依不紙何事所、其糧量列の在

次

漢代のよもも足る漢の古物に似るなり  
はよもも、漢代の掛、銅巻るももきがあり  
あなりし

○高木吹方、六龍仙の肉三仙を畫き、  
紙配の傍三枚あり、人扱すべし、  
此勁板、所謂、頤長縁次(宗作又六衛)の  
喜多現、畫し、  
す、余従年三枚の肉一枚と懸ひ得て

二枚あり、  
他の二枚と懸ひ、  
一し、  
よき、  
を、  
の、  
る、  
あ、  
し、  
款、  
ま、



● 岸走り等の任法中里川其乾の海を引き去るは  
既半の中或る寺の元也(返)しに「撰るぬ」と秋子  
み座の二回と光悦の事とを中より、同任半を修補  
の事と光悦を向しと文せざる(返)しと補心意

きんぎょとてきんぎょ

● 今如唯心と光悦の事あるを証し中より大  
成其蓋と鑑と前修の混同あり併し右の如  
云り

夫れ名士の言直に元初の語を用ふるや律職  
の勅をうけるも自ら律の中を言ふ事あり  
へきに正言をなす大盛其蓋と見え、其心放  
脱して而して瓊瑤の指點するを言、用意の  
由利する事あり可き事あり、是放捨の上無き  
しと家放の事ありを得るると云ふ可き事あり  
皇田祝祭と云ふ事あり、創教をせしむる事  
あり、其の事あり一寸三分の止まる事あり、之の事あり







一塊の不平を為しと幕方の恩威に屈せざる一程の誇り  
と懐ける形にこそ敵りと難くも幕方可なりと元悦  
寺を以てその古地圖を以て元悦の邸書の二助向心  
にありと官口二十河を以て京都の館高を以て四河  
郎の邸書を以て茶屋也を徳川氏の邸高に以て四河  
次郎清延以来家康と也侍し位位石を以て  
京都を以てわける也此の江戸にありと本町二十河  
危地也と助の幕方の其後身を以て有り  
有り其の邸軍執裁の朱印状を以て有り  
五河河の朱印状は亦亦寺因元悦寺に地流り予  
と以て交附せんとすこの有りと茶屋也のぬき也昔  
元悦寺の予を以て河也有り也御執裁、免状と也

この有りと有り(巨能と有り)御  
四河河の地に通高有り也海船の是は後蜀錦ハ  
幕方の内知有り也其の改修有り也其の御  
の耳目を以て有り也賜賚金有り也恩威益降  
有り也銘書の有り也有り也有り也有り也  
有り也銘高有り也海船の角金有り也有り也文雅の  
有り也深く元悦の御書を以て入木居有り也其の  
有り也有り也一派を以て角金法と有り也有り也  
有り也有り也有り也有り也有り也有り也有り也  
元悦の宮有り也有り也有り也有り也有り也有り也  
之に及び元悦の邸書の有り也有り也有り也有り也  
有り也有り也有り也有り也有り也有り也有り也

次中の御在りしより光悦の表を村にせむ一族家  
ハコト一節をよめり所謂お入りの城地を形成  
しる事なりぬれり常なるの病高きなり此の別  
荘と云ふ事なり公家のものなり又光悦の  
くは光悦の命にせしむる事なり又光悦の  
の光悦に別荘を賜ふ事なり地を割きせしめたる也  
事なり細心の別荘なる家系原の旨を念んて板倉  
伊賀の別荘なりし事なり其の旨を念んて板倉  
常なる事なり事なり事なり事なり

終、政変あけの由緒：漢り、いんを切る能くそ  
りし事一を切ると得たり

今回の内閣交代（つとむ）前大隈侯の苦心は  
池、岸、山物の権略、大山内大目を傀儡  
使し、大山の表説、なること、大隈侯の苦心の  
池、物、なること、因り、候を陛下に、おし、あ  
子を、及、守、居、る、こと、せ、れ、大山、も、え、合、り、打、合  
を、り、大山、も、合、り、候、の、表、を、諒、り、一、長、り、又  
い、山、物、を、説、い、ん、を、合、り、大隈、侯、に、説、し  
る、表、を、説、く、し、る、事、大隈、侯、の、表、お、と、り、  
あ、り、り、大山、侯、を、何、れ、り、山、物、を、御、頭、上、ら  
ぬ、と、云、ふ、清、水、電、官、お、と、り、し、る、事、か、倫、交、合、打









のりとの容あまらう、之れを回復するとは新報社の  
舊可及債と債権承継もするを得ざる不利あり、殊に新  
報社の新報社債は、新報社債と債権、又債権一社と  
債権承継することとを徳と信託の教を多くして言葉  
に成りしを約し難きこと逆視志し、余の故に、改  
きける要領も新報社債と債権承継、債権承継の利益  
又自身も承継するおらうとせん、此際一社と新報社  
債とを、もしも或る條件の下に改定成りしあるは  
新報社債と債権一社の両方を主つることとせ、定意  
改定成りし債権と債権承継、新報社債と債権承継の  
業状態におちろころの、新報社債と債権承継の株  
と債権承継の債権承継、新報社債と債権承継の債  
権承継の債権承継、新報社債と債権承継の債権承継

は七女ありしかる子、一團りかある、由縁久寛は、  
くし免余も二内おと後き、急と、廣井一と久次  
美車馬と新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の末  
五美車馬と新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の末  
新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の債権承継  
新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の債権承継  
かうと新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の債権承継  
改定成りし債権承継、新報社債と債権承継の債権承継  
新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の債権承継  
か七か、新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の債権承継  
新報社債と債権承継、新報社債と債権承継の債権承継

と任使いふものありし余の湯は七世上のしと乾方畏  
友と物を見此の類末を誇うものつきこいふ友  
記を記を記するに大略を記すを云ふ  
○山崎製茶屋の風味を覚え茶葉のよを集むるに  
汲みす湯に製茶の心ある高木辰次といふ月  
雲集むるものも刻意をすることあり、行燈  
茶花、海香、白、茶、泥急須、あひくし、あら  
から湯をこし、龍舌の乾の刻合に價廉を  
故味あるもの十数に一月をこし買入下る  
ゆりも、併し何れも信ずるを得ぬものありし  
と古澤村の茶葉、二十五年を前に五葉二  
三四葉の十ツナ平の茶葉、四葉を五十四を

扱ひも七葉むがゆき、騰貴するものありし  
千の入りし、併し中瓶の十ツナ平茶葉、五葉  
毎のの疵のありし、併し買入も集むるに、之を  
用ひしもの仕末也

古澤村の價の騰貴を前きのゆきありしものあり  
り、之も七葉むがゆきの疵ある茶葉を火入るもの  
と十のゆきと出し、七葉むがゆき、併し何れも  
又七人のひきと、所ねを平山名に向付形の  
抹茶に一枚一個を、十回を扱ひし申すものありし  
八の火馬、千のし口、房、く、茶葉、す、不、あ、ま、く  
と、肉、有、り、と、考、え、ら、れ、た、跡、の、湯、を、煮、内、印、の  
茶、を、煮、り、仙、人、の、湯、を、煮、り、口、の、肉、を、煮、り、ハ、ゲ、を、煮、り、梅



う終るに起りしころ、火を懸すべし直るに懸く  
的の政治的方面の枝反と一湖とありて終るに起りしころ  
大隈伯は格高を伯の邸内に於て勅令形式を著  
けたる勅令形式を以て此の國體の正統なる内各  
臣大元帥勅令形式を以て祝き政見を著せしむる  
の運動を伺ふ事、此の政令も亦そのも亦勅令  
として深く政治的勅令のありて波及せんことを  
寓りたる様子ありし事、此の政令も亦そのも亦勅令  
余犠牲とすう事、勅令の格高を著せしむるに起りしころ  
こと亦伯と大隈伯のありて協定せしむるに起りしころ  
局而に立りし事、此の政令も亦そのも亦勅令  
づ内各臣大元帥の政見を著せしむるに起りしころ

うして壇上に入りて勅令形式を行ふ時、  
も會長とあり、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ  
送るに起りしころ、上えたる勅令形式を著せしむるに起りしころ  
勅令の命令を著せしむるに起りしころ、果して勅令形式を著せしむるに起りしころ  
幸ひ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ、後援するに起りしころ  
味方の勅令形式を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ  
く、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ  
る、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ  
す、一世の勅令形式を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ  
り、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ  
助を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ、此の勅令形式を著せしむるに起りしころ



那<sup>の</sup>外<sup>の</sup>東<sup>の</sup>上<sup>の</sup>世<sup>の</sup>凱<sup>の</sup>并<sup>の</sup>と<sup>も</sup>死<sup>を</sup>前<sup>後</sup>外<sup>交</sup>の<sup>例</sup>を  
 元<sup>の</sup>事<sup>と</sup>し、即<sup>位</sup>の<sup>世</sup>大典<sup>と</sup>なる<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 此<sup>の</sup>の<sup>由</sup>来<sup>と</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>内<sup>閣</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>  
 家<sup>の</sup>一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、財政<sup>の</sup>急<sup>と</sup>救<sup>済</sup>し、海<sup>軍</sup>の<sup>力</sup>  
 収<sup>を</sup>救<sup>済</sup>し、自<sup>治</sup>の<sup>制</sup>度<sup>を</sup>刷<sup>新</sup>す<sup>る</sup>が<sup>効</sup>績<sup>が</sup>著<sup>し</sup>  
 ち<sup>る</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>あ<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 ち<sup>り</sup>一<sup>の</sup>官<sup>僚</sup>系<sup>の</sup>改<sup>定</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>内<sup>閣</sup>の<sup>例</sup>  
 壞<sup>を</sup>企<sup>て</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>  
 擧<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>進<sup>退</sup>と<sup>も</sup>然<sup>る</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>  
 一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>あ<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 候<sup>の</sup>辭<sup>意</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 内<sup>閣</sup>を<sup>改</sup>定<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>

辭<sup>意</sup>を<sup>決</sup>し<sup>て</sup>は<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 終<sup>に</sup>今<sup>の</sup>世<sup>に</sup>は<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>  
 擧<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>進<sup>退</sup>と<sup>も</sup>然<sup>る</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>  
 一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>あ<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 候<sup>の</sup>辭<sup>意</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 内<sup>閣</sup>を<sup>改</sup>定<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>あ<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 候<sup>の</sup>辭<sup>意</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 内<sup>閣</sup>を<sup>改</sup>定<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>あ<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 候<sup>の</sup>辭<sup>意</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 内<sup>閣</sup>を<sup>改</sup>定<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 一<sup>の</sup>事<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>、世<sup>に</sup>改<sup>治</sup>家<sup>の</sup>階<sup>を</sup>あ<sup>げ</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 候<sup>の</sup>辭<sup>意</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>  
 内<sup>閣</sup>を<sup>改</sup>定<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>候<sup>の</sup>一<sup>事</sup>と<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る<sup>る</sup>

陸海軍の蟻居しと争しく同一内各に立ちあがり  
と敢て不統一の行動を争し支那方面に於て政  
府の外交を妨害する事ありし候の内交を以て  
これら為りて争す事ありし事即ち此の不統一の  
行動を指揮せし陸海軍の争は比附因縁の  
陸軍と海軍の争とを以てせざる事ありし事即ち此の  
以て候争し其内各を非難せん事、候が此の輿  
論の力甚しき為りて時勢變遷の妨害物を  
を退治し得ずと憤慨せん事も識し道徳也  
夫と争し其争を以てし今令の解散に臨み已  
ん事と感概禁ず得ず能くして争し其争し  
十一月一日兩宮御下なる赤坂下の傍に於て忌

ことす

この日天心受方一帖を購ふ根来寺光輝獨り住  
長の清物ハ花の列第ありハハ物多し陸海軍と英例  
とする所其真贋の審定ニ惑ひ終ニ帝御大  
之の史料 田中義成場士ニ懇定を乞ふ義  
成一見之れを正しき事あり且つハ物列第を以  
てし大子ニ於て之れを映会し其意ありと決意せん  
と治ひ来る余之れを讀し義成と治ひる鑑定  
者と此んことを以てす義成が治ひる一書を  
寄て来る根来寺を義成の縁深き寺と  
と云ふ列第の清物左の如し

の齋支秀 堀直政 蜂屋頼隆

羽柴秀吉 丹波長 禁田勝政  
寺正藤原 徳久弓任盛

北内後世に花の跡り傳ふことと場直政  
禁田勝政の勝政を以て家名の後を  
せんきとあり細川の子也

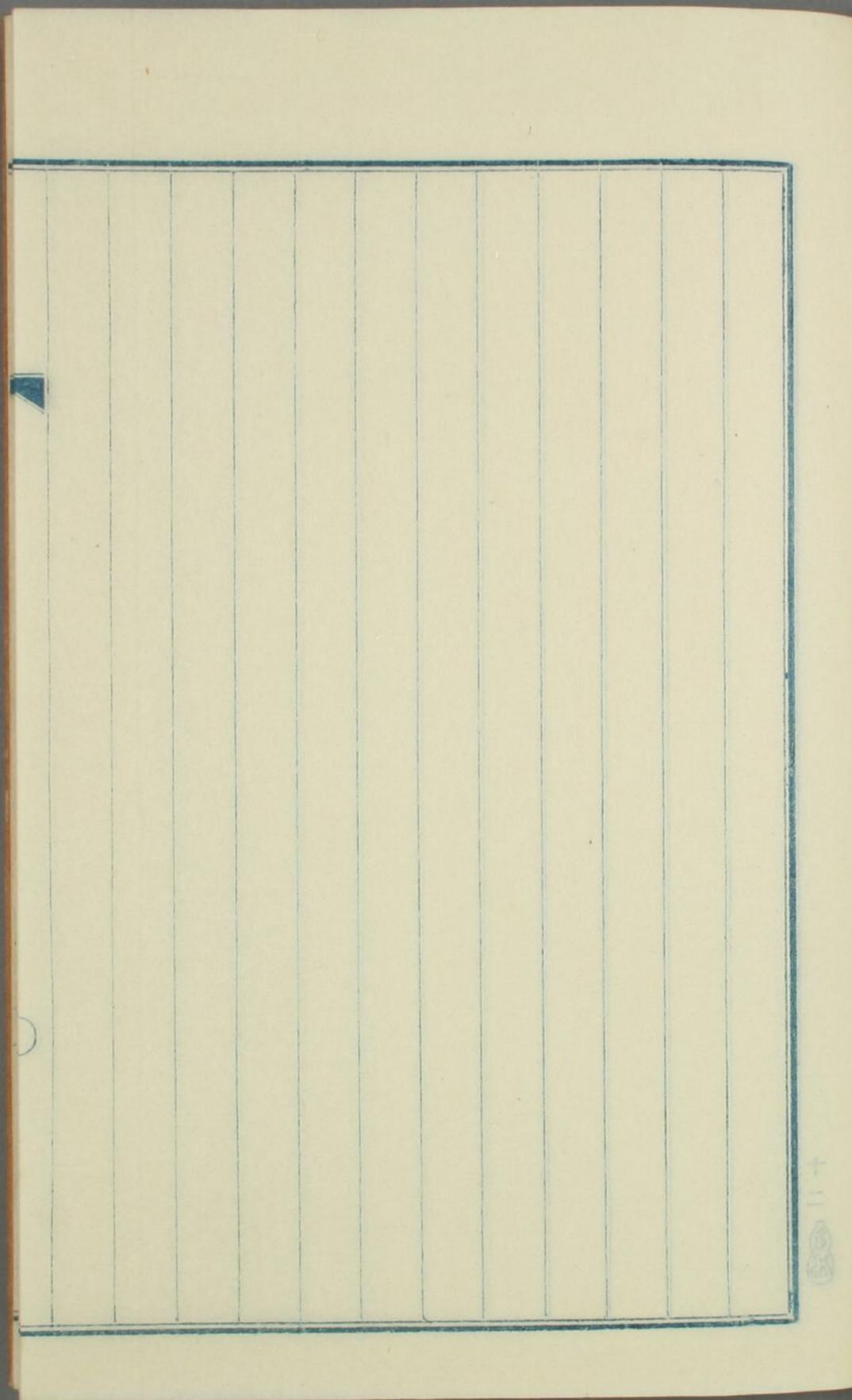
田中清士の徳を考ふる

此状天正二年織田信長の軍勢信  
信教を河内高屋に攻めし時の事と  
傳はり明智光秀以下の時之將  
領なり此事僅かに高屋春秋に  
工とありありしが今之を考へ

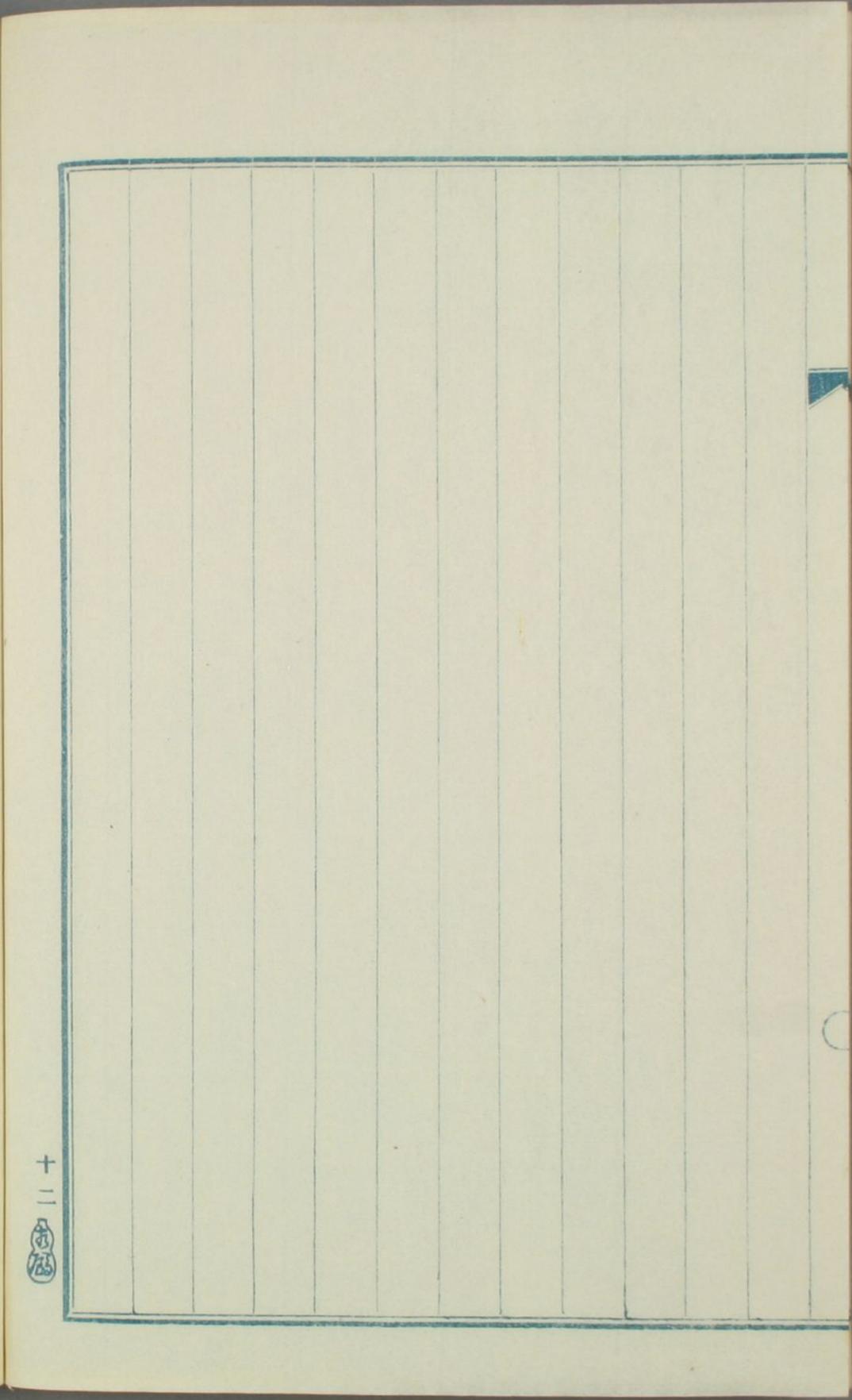
頗る之を詳しきを得たり、状尾連  
の諸物も皆當時の遺品なり其一  
名を得るも猶珍とすべし況や一紙  
八名を列し筆を連るをや、唐親  
の古果確と一巻の上へ合し、臂  
と文へて談笑するの概あり

大正五年十月三十日

田中義成 花押

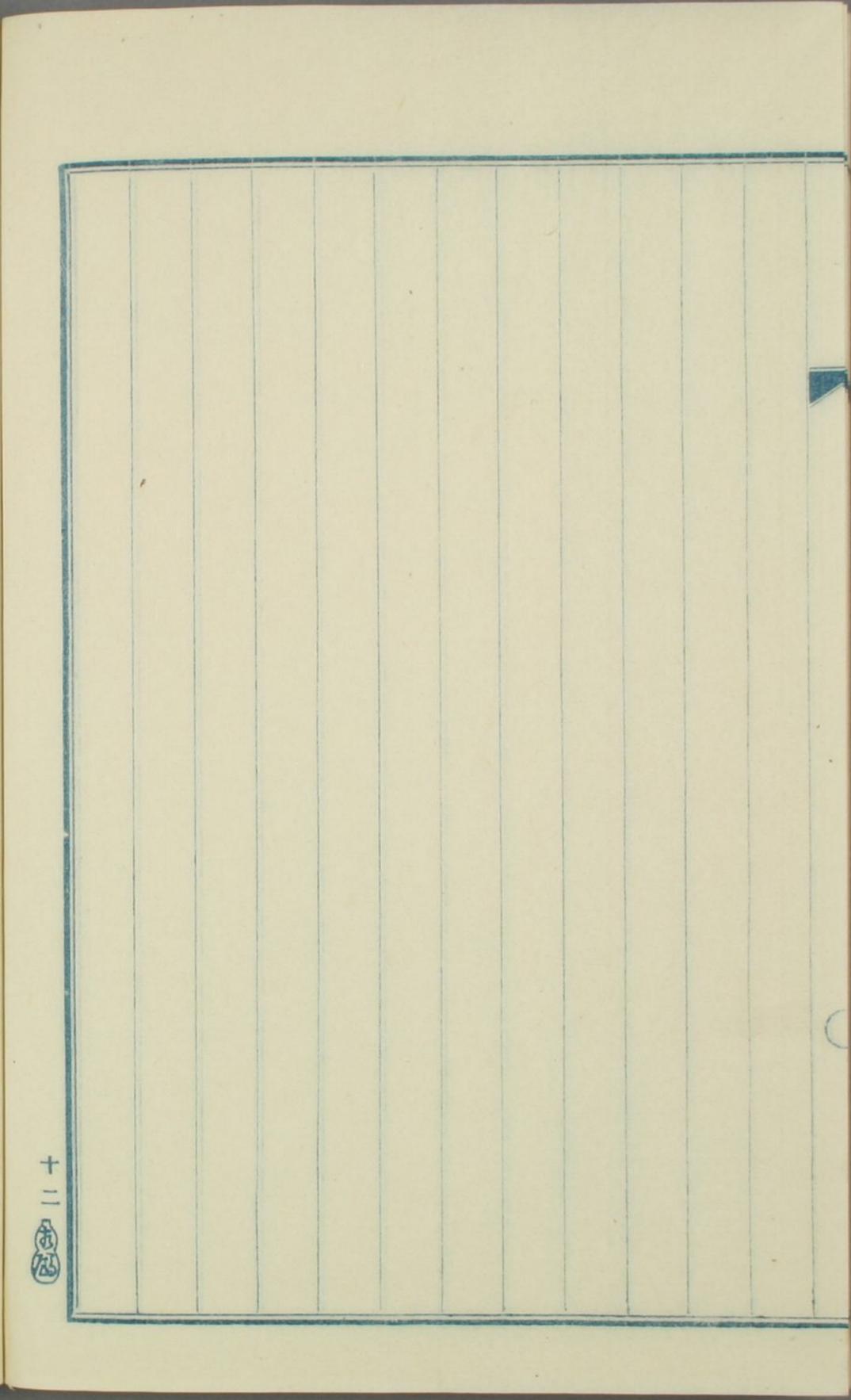
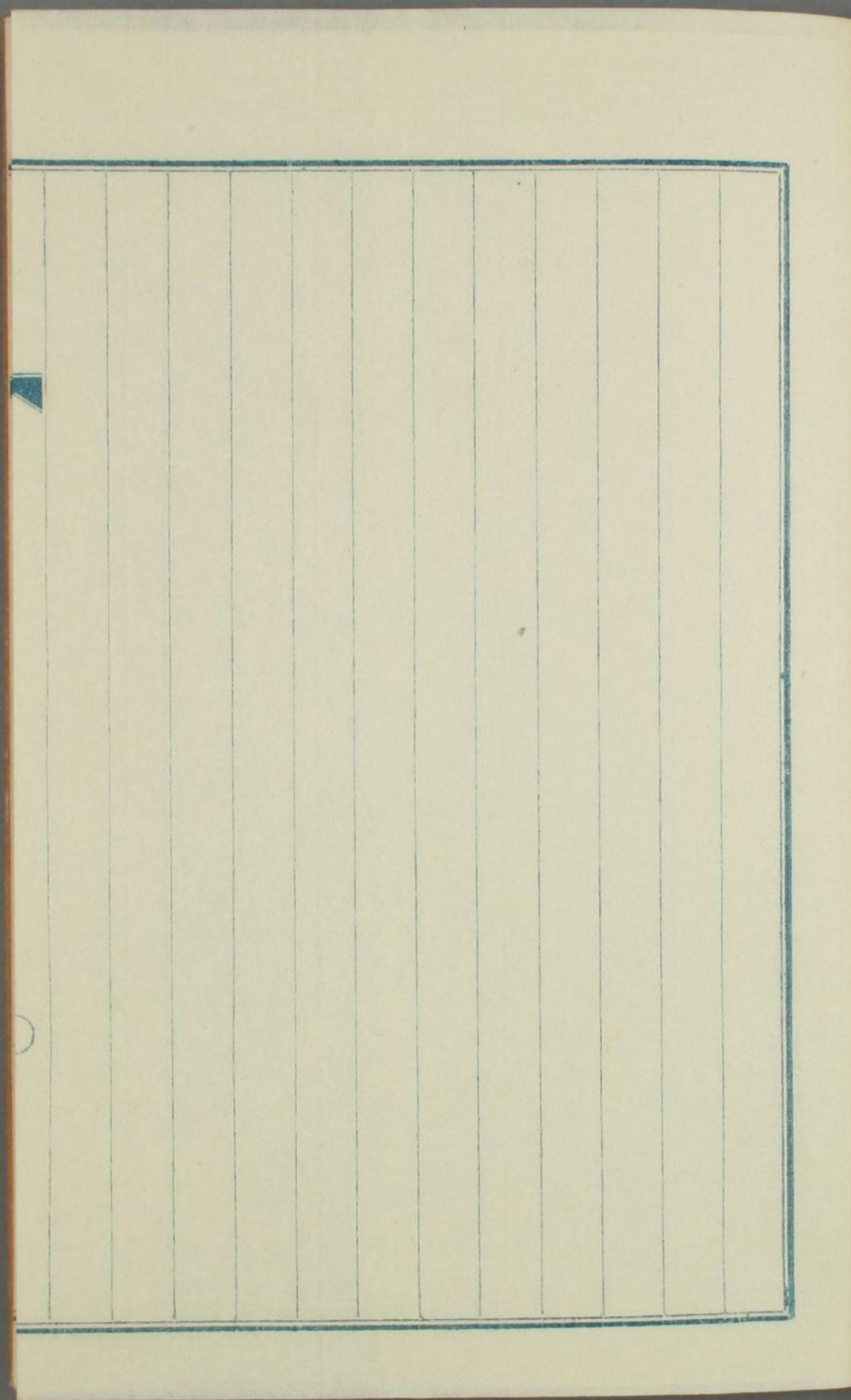


十二



十二





妖 婦  
(名著も最てしと婦情督提ンソルホ)



筆一ネムロ・ジーヨジ

卑賤に起り、エムマ・ライオン、ハート夫人、ハミルトン夫人等の名を經、ネルソン提督情婦と爲り、提督と共に世界に知らる。提督は死するまで彼を想ひ、彼に多額の産を遺し、が、官憲は拒絶して與へず、彼はカレに窮死す。畫家ロムネー風、彼の美に打たれ、其美を不朽にすべきを誓ひ、畫ける所多し。英人は英雄の耻辱として慥みつゝ、妖婦の畫を有數の美人畫に計ふ。左なるはバックサントの形に畫けるなり。



